

※平成27年度芦別市保育料の考え方について(案) 【市独自減免を行った場合】

【表1】 (単位:円)

現行・国基準(限度額)		
世帯の階層区分	月額保育料	
	3歳未満児	3歳以上児
1 生活保護世帯	0	0
2 前年度分の市町村民税非課税世帯	9,000	6,000
3 前年度分の市町村民税課税世帯	19,500	16,500
4 前年分の所得税課税額40,000円未満	30,000	27,000
5 前年分の所得税課税額40,000円以上103,000円未満	44,500	41,500
6 前年分の所得税課税額103,000円以上413,000円未満	61,000	58,000
7 前年分の所得税課税額413,000円以上734,000円未満	80,000	77,000
8 前年分の所得税課税額734,000円以上	104,000	101,000

【表2】 (単位:円)

現行・芦別市保育料		
世帯の階層区分	月額保育料	
	3歳未満児	3歳以上児
1 生活保護世帯	0	0
2 前年度分の市市民税非課税世帯	9,000	6,000
3 前年度分の市市民税課税世帯	19,500	16,500
4 前年分の所得税課税額40,000円未満	30,000	27,000
5 前年分の所得税課税額40,000円以上103,000円未満	44,500	41,500
6 前年分の所得税課税額103,000円以上413,000円未満	61,000	58,000
7 前年分の所得税課税額413,000円以上	80,000	77,000

【表3】 (単位:円)

世帯の階層区分	平成27年度・国が定める利用者負担(保育料)の上限基準額			
	徴収金基準額(月額)			
	保育標準時間		保育短時間	
	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
1 生活保護世帯	0	0	0	0
2 市町村民税非課税世帯	9,000	6,000	9,000	6,000
3 市町村民税所得割課税額 48,600円未満	19,500	16,500	19,300	16,300
4 市町村民税所得割課税額 97,000円未満	30,000	27,000	29,600	26,600
5 市町村民税所得割課税額 169,000円未満	44,500	41,500	43,900	40,900
6 市町村民税所得割課税額 301,000円未満	61,000	58,000	60,100	57,100
7 市町村民税所得割課税額 397,000円未満	80,000	77,000	78,800	75,800
8 市町村民税所得割課税額 397,000円以上	104,000	101,000	102,400	99,400

【表4】 (単位:円)

世帯の階層区分	平成27年度・芦別市保育料(案)												
	徴収金基準額(月額)												
	対国基準比(差額)	保育標準時間				保育短時間							
		3歳未満児	対国基準比(差額)	対国基準比(割合)	3歳以上児	対国基準比(差額)	対国基準比(割合)	3歳未満児	対国基準比(差額)	対国基準比(割合)	3歳以上児	対国基準比(差額)	対国基準比(割合)
1 生活保護世帯	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-
2 市町村民税非課税世帯	-	9,000	-	-	6,000	-	-	9,000	-	-	6,000	-	-
3-1 市町村民税均等割課税世帯	-	16,500	3,000	85%	13,500	3,000	82%	16,300	3,000	84%	13,300	3,000	82%
3-2 市町村民税所得割課税額 48,600円未満	-	19,500	-	-	16,500	-	-	19,300	-	-	16,300	-	-
4-1 市町村民税所得割課税額 72,800円未満	24,200	27,000	3,000	90%	24,000	3,000	89%	26,600	3,000	90%	23,600	3,000	89%
4-2 市町村民税所得割課税額 97,000円未満	-	30,000	-	-	27,000	-	-	29,600	-	-	26,600	-	-
5-1 市町村民税所得割課税額 133,000円未満	36,000	41,500	3,000	93%	38,500	3,000	93%	40,900	3,000	93%	37,900	3,000	93%
5-2 市町村民税所得割課税額 169,000円未満	-	44,500	-	-	41,500	-	-	43,900	-	-	40,900	-	-
6-1 市町村民税所得割課税額 235,000円未満	66,000	58,000	3,000	95%	55,000	3,000	95%	57,100	3,000	95%	54,100	3,000	95%
6-2 市町村民税所得割課税額 301,000円未満	-	61,000	-	-	58,000	-	-	60,100	-	-	57,100	-	-
7 市町村民税所得割課税額 397,000円未満	-	80,000	-	-	77,000	-	-	78,800	-	-	75,800	-	-
8 市町村民税所得割課税額 397,000円以上	-	104,000	-	-	101,000	-	-	102,400	-	-	99,400	-	-

※表3及び表4のうち、保育の必要性の認定において、満3歳以上は2号認定、満3歳未満は3号認定となる。※表4のうち、網かけ部分は市の独自基準案。

【表1の特記事項】

小学校就学前の範囲内において、保育所等を同時に利用する最年長の児童から順に2人目は半額、3人目以降は0円。

【表2の特記事項】

小学校就学前の範囲内において、保育所等を同時に利用する最年長の児童から順に2人目は半額。

義務教育終了前の範囲内において、保育所等を同時に利用する最年長の児童から順に3人目以降は0円。

【表3の特記事項】

小学校就学前の範囲内において、保育所等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円。

【表4の特記事項】

小学校就学前の範囲内において、保育所等を同時に利用する最年長の児童から順に2人目は半額。

義務教育終了前の範囲内において、保育所等を同時に利用する最年長の児童から順に3人目以降は0円。